

**平和維持・平和構築 - 世界と日本の新たな課題 - (資料)**  
**2008年7月17日・三重大学「国際機構論」**  
**外務省国際平和協力室長 紀谷昌彦**

【資料1】第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説  
(平成20年1月18日)抜粋

(「平和協力国家日本」)

世界の活力ある経済を取り込むためにも、また、環境面で世界をリードしていくためにも、我が国の外交力の強化が不可欠です。世界は今、テロとの闘いを含む安全保障面の課題に加え、地球温暖化や貧困など、一つの国家では解決できない様々な難題を抱えています。平和で安定した国際社会は、日本にとってかけがえのない財産であり、日本ができるだけの協力を行う必要があります。日米同盟と国際協調を基本に、これらの地球規模の課題の解決に積極的に取り組み、世界の平和と発展に貢献する「平和協力国家」として、国際社会において責任ある役割を果たします。地域や世界の共通利益のために汗をかく、魅力に満ち、志のある国を目指したいと思います。

テロとの闘いや大量破壊兵器の不拡散問題に積極的に取り組みます。インド洋における給油活動を再開するとともに、アフガニスタン、イラク国民の国家再建に対する支援を継続していきます。紛争地域の再建は、治安の確保と復興を同時に進めることが重要です。こうした平和構築分野での協力を更に進めるため、我が国が人材育成や研究・知的貢献の拠点となることを目指します。また、迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくため、いわゆる「一般法」の検討を進めます。

平和協力は狭義の安全保障の分野には限りません。貧困の解消、保健衛生状況の改善などは、人道上の要請であるとともに、すべての人々に「希望と機会」を与え、平和と安定への道を用意するものです。本年我が国で開催されるアフリカ開発会議やサミットなどにおいて、こうした「人間の安全保障」面での課題解決に向け、G8各国やEUとも協力してまいります。また、自然災害の多発する我が国が蓄積したノウハウを海外の防災に役立たせるよう、国際協力を進めます。

「平和協力国家」としての役割を果たしていくためには、我が国外交の活動の場を広げることが必要です。そのため、安保理常任理事国入りを目指し、国連の改革に取り組みます。中東和平の実現に向けた取組を始めとした国際貢献に努めるとともに、資源・エネルギー外交を進めます。

【資料2】アフリカ開発会議・横浜宣言(2008年5月30日)抜粋

## 5.0 平和の定着とグッドガバナンス - 「人間の安全保障」の政治的側面

5.1 TICAD IV 参加者は、開発と平和の双方が歩調を合わせて進展すべきであると改めて確認した。参加者は、この点に関してアフリカ大陸でなされた重要な進展に留意し、元気なアフリカを実現するためには、平和の配当がアフリカの隅々にまで広がらなければならないことを強調した。

5.2 また、参加者は、紛争から脱しつつある国々は、復興及び持続可能な開発の軌道に乗り、繁栄の成果を得るために特別な支援が必要であることを改めて強調した。これが実現するためには、紛争予防、早期警戒措置、紛争解決及び新たな紛争の勃発の予防を包含する切れ目のない平和構築努力が決定的に重要である。その理由は、こうした努力がアフリカにおける持続的平和を促進するためである。これらのプロセスを通じて得られた平和を持続するためには、健全で活発な民主主義、継続的かつ包括的な対話及びガバナンスの強化が活発に促進されることが必要である。更に、これらの各段階の間の円滑な移行及び平和の定着と他の開発分野における支援間の関連付けも極めて重要である。

5.3 参加者は、アフリカのオーナーシップの重要性を強調し、アフリカ平和安全保障アーキテクチャー（APSA）及びアフリカ・ピア・レビュー・メカニズム（APRM）といったガバナンス改善のための AU のイニシアティブを歓迎した。また、参加者は、開発パートナーから示された、特にアフリカの平和維持能力向上のための善意を歓迎した。更に、参加者は、安全保障理事会及び平和構築委員会といった国連とその機関や、平和維持活動に貢献している AU、アフリカの地域機関及びアフリカ諸国が果たしている重要な役割に対する注意を喚起した。参加者は、アフリカ諸国が行っている、アフリカにおける和解及び武力紛争の平和的解決のための仲裁努力及び平和維持活動への関与を賞賛した。

5.4 参加者は、安全保障理事会を含む国連の主要機関を 21 世紀の国際環境により合致したものとなるために早期に改革することの重要性を強調した。参加者は、今次国連総会会期中、国連加盟国が安保理改革に関して努力すべきであることを改めて強調した。

【資料 3】 G 8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言（2008 年 7 月 8 日）抜粋

開発

43. 平和と安全は国民のニーズに応えるための国家の能力にとって根本的に重要である。脆弱国家及び紛争後の国家は MDGs の達成から最も遠い位置にとどまっている。脆弱さを克服し、復旧を成功させるには、特定の文脈に応じた包括的、統合的及び持続的な国際支援が必要であり、これには必要な場合には平和維持及び平和構築のための取組も含まれる。G8 を含むすべての関係国及び国際機関による一貫し、かつ、補完的な対応が、惨状と絶望の循環を打ち切り、これらの国々が MDGs の達成への途に乗るための一助となり得る。

平和維持/平和構築

69. 我々は、国内法に合致した形で、緊急なニーズのある地域に対し、人道、安定化、軍事及び復興のための支援を強化することにコミットする。この目的のため、我々は、平和維持及び平和構築のための、個別及び共同的努力及び能力を向上させる。

70. 我々は、治安部門の改革、良い統治及び現地オーナーシップの重要性を強調しつつ、特に軍と文民の活動の間のより良い調整を通じた、包括的なアプローチの必要性を強調する。我々はまた、文民の安全を確保するために最大限の努力を行う。我々は、安全保障理事会及び平和支援活動を含む国連の主要な役割を支持し、平和構築委員会をより効果的なものとすべく取り組む。我々は、また、地域機関との協力を強化し、特に、アフリカ連合のキャパシティ・ビルディングを支援する決意である。

71. この文脈において、我々は、シーアイランド・サミット及びその後のコミットメントを達成又は上回るため、軍、警察及び文民という、相互に関連する 3 つの焦点となる分野における世界的な能力向上にコミットする。我々は、特に、(a)展開のための兵站及び輸送支援を拡充するとともに、アフリカに焦点を当てつつ、2010 年までに部隊に対して質の高い訓練及び装備を提供することを含め、平和支援活動のための能力を構築し、(b)安定化・治安警察部隊を含む警察による平和維持の世界的な能力を引き続き向上するとともに、紛争中及び紛争から脱しつつある国の警察に訓練及び装備を施すための支援を、質及び量の両面において強化し、(c)平和構築において中核的な役割を果たす文民の人材育成のための国内的な努力を強化する。

72. 我々は、専門家に対し、国連及び地域機関と協力し、上記のイニシアティブの実施を含む G8 の努力につき協議し、2009 年のサミットまでに進捗報告を提出する任務を与える。